

水道料金及び公共下水道使用料に係る収納事務の指定公金事務取扱者について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき公表いたします。

#### 1. 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社南都銀行	奈良県奈良市大宮町四丁目297-2
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル5階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1-11-2
KDDI株式会社	東京都港区高輪2丁目21番1号 THE LINKPILLAR 1 NORTH

ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1-2-2
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号

2. 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

- (1) 木津川市水道事業給水条例（平成19年3月12日条例第196号）第27条に定める水道料金
- (2) 木津川市公共下水道使用料徴収条例（平成19年3月12日条例第189号）第6条に定める公共下水道使用料

3. 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和7年4月1日

4. 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日